

第3部 重点的に取り組む施策

第3部では、第2部 各論（分野別施策目標）で掲げた施策のうち、重点的に取り組む施策について定めていますが、これらの施策を推進するためには、第1部 総論 第2章 計画の推進に向けた方策の2「推進基盤の整備」で定める以下の取り組みが必要不可欠の条件となります。

- ・ 「当事者参画の推進」「相談支援の充実」「人材の確保及び職員の資質の向上」「ボランティア・NPO活動の推進」「調査研究の推進」「地域福祉の推進」

1 権利擁護と当事者活動支援

(1) 相談体制の充実

- ① 各区役所の人権相談の活用を図るほか、大阪市社会福祉研修・情報センターの権利擁護相談、委託相談支援事業者による相談支援の充実に努めます。
- ② 雇用の場で起こる障害のある人への権利侵害などへの対応については、労働関係機関との連携を図った取り組みについて検討をすすめます。
- ③ 相談事業において事例検討等から得られた課題を、各種施策に活かし、障害のある人の人権擁護を図るよう取り組みをすすめます。

(2) 後見的支援事業の推進

- ① あんしんさぽーと事業と成年後見制度は、補完しあいながら市民の権利を擁護する制度であり、支援を必要とする人が適切に制度を利用し、各制度の特色を活かして効果的な活用ができるよう、一層の連携を図ります。

(3) 権利を擁護するための取り組みの推進

- ① 第三者によるチェックや評価機関の設置など評価の仕組みについて検討を行います。
- ② 施設入所者の実態調査に基づき、利用者の意思を尊重した地域生活への移行をすすめるため、指針の策定や施策等の整備、また仕組みづくりを検討していきます。

(4) 当事者活動への支援

- ① ピアカウンセリングなどにより、障害当事者のエンパワメントを高め、当事者参画や当事者活動支援の推進を図るため、委託相談支援事業者の資質の向上、機能強化のための取り組みを支援するとともに、ピアカウンセリングなどへの支援に努めます。

2 啓発・広報

- (1) パンフレット・冊子の作成、テレビ・ラジオや広報紙誌等のマスメディアの活用により、障害及び障害のある人に対する認識と理解を促進します。
- (2) 12月3日から9日までの「障害者週間」を重点広報期間と位置づけ、市民と協働して広報・啓発活動を展開します。

- (3) 関係局が連携し、さまざまな障害種別への支援のあり方や新たな課題も含め、計画的な啓発・広報を推進します。
- (4) 施設コンフリクトの解消に向けて、障害のある人や地域住民との交流活動などの普及啓発活動を推進し、共生するまちづくりをすすめます。
- (5) 精神障害やこころの健康問題に関する知識の普及はもとより、精神障害のある人自らが病の経験について語るなど、当事者参画などの多彩な方法による啓発活動を推進します。
- (6) 難病患者に対する理解を深めるため、引き続き啓発・広報活動を推進します。

3 生活支援

障害者自立支援法の規定により策定した「大阪市障害福祉計画」は、障害福祉サービス等に関する必要見込み数を設定し、その確保のための方策を明らかにしたもので、本市として重点的に取り組む必要のある施策として、①入所施設利用者の地域移行、②入院中の精神障害のある人の地域移行、そして③福祉施設からの一般就労を挙げています。

また、平成20年度までの実績を踏まえて、平成21年度からは今後策定する「第2期大阪市障害福祉計画（平成21年度～23年度）」に基づき障害福祉サービスを推進します。

(1) 相談、情報提供体制の充実

- ① 区保健福祉センター、中央児童相談所、心身障害者リハビリテーションセンター、こころの健康センターなどの相談機能を充実します。
- ② 相談支援事業者が、関連する機関・事業と連携して、一層機能発揮ができるよう、相談支援従事者の資質の向上を図るための取り組みを支援します。
- ③ 人権研修等を通じて本市職員の障害及び障害のある人への認識を一層深めるなど、職員の資質の向上を図り、適切な相談支援に努めます。
- ④ 各区地域自立支援協議会において、各区における関係機関の連絡調整や具体の事例検討などを行い、地域の支援関係機関の相談支援機能の充実と連携体制の構築を図ります。
- ⑤ ピアカウンセリングや当事者活動を支援し、当事者・家族に対する相談支援を充実します。

(2) 地域生活の支援

- ① グループホーム、ケアホームまた福祉ホームについては、国に対して制度改善を働きかけるとともに、設置促進、運営の安定化に向けて引き続き取り組みます。
- ② グループホームやケアホームについては、身体障害のある人の利用が認められるよう、引き続き国に対して制度改善を強く働きかけるとともに、引き続きその支援に努めます。
- ③ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業など社会参加を促進するための事業を推進します。
- ④ 障害のあるこどもについて、各種施策の活用により地域生活の充実を図ります。

- ⑤ 個々の介護ニーズにそった居宅介護支援等の充実のため、居宅介護や重度訪問介護等介護施策についての課題検討をすすめるとともに、重度障害者等包括支援事業を確保するなど、施策の充実を図ります。
- ⑥ 精神障害や重い知的障害、重度重複障害のある人の介護サービスや移動支援、また入院時の支援のあり方について検討をすすめます。
- ⑦ 難病患者等居宅介護支援事業の周知に努め、利用の促進を図るとともに、事業者に対する啓発を行い、事業の基盤整備等をすすめます。

(3) 日中活動への支援

- ① 旧法施設、障害者小規模作業所また小規模通所授産施設への、新サービス体系への移行等を支援し、地域での自立生活を支える社会基盤の整備を促進します。
- ② 障害のある人の「生活支援」の観点からも「工賃倍増5ヶ年計画」が実効をあげるよう、大阪府と協力して取り組みをすすめます。

(4) 施設入所、入院患者等の地域生活への移行の促進

- ① 施設入所者の実態調査に基づき、利用者の意志を尊重した地域生活への移行をすすめるための指針を策定し、移行支援方策を推進するとともに、その支援のための仕組みづくりに取り組みます。
- ② 精神障害者地域生活移行(退院促進)支援事業の推進を図るため、システム構築をすすめます。

(5) 障害のある子どもへの支援

- ① 障害のある子どもの身近な相談支援のシステムについての確立を図ります。
- ② 障害のある子どもの放課後や長期休業中の生活を支援するために、学校や社会教育施設、関係諸機関等や日中一時支援などの福祉サービスの活用について検討をすすめます。

(6) コミュニケーション・情報収集・福祉用具等に関する施策

- ① 障害の特性を考慮し、コミュニケーションの円滑化を図るとともに、障害のある人や家族がわかりやすく活用しやすい形で情報提供を行います。
- ② 障害のある人のIT活用を促進する方策を検討するとともに、推進に向け人材養成に努めます。
- ③ 多様化する障害のある人のニーズに応じた福祉用具が提供できるよう情報収集を図るとともに、個々の障害状況や生活実態に対応できる福祉用具の研究開発をすすめます。

(7) スポーツ・文化活動の振興

- ① 長居と舞洲に設置している障害者スポーツセンターや地域のスポーツセンター・プール

等における障害のある人のスポーツ活動の普及や障害のある人の文化活動の振興を図ります。

4 生活環境

(1) 生活環境の整備

- ① 本市建築物について、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき整備をすすめていきます。
- ② 都市施設を新たに設置または改修等する場合、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づいて民間事業者を啓発指導します。

(2) 移動手段の整備

- ① 交通バリアフリー基本構想を策定している地区について、鉄道駅舎や道路、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、基本構想策定地区以外の鉄道駅舎についても、エレベーター設置等のバリアフリー化を鉄道事業者に対して働きかけます。
- ② 市営交通については、「市営交通バリアフリー計画」(平成15年2月策定)に基づき、職員に対する教育訓練を充実し、地下鉄駅舎、地下鉄車両、バス車両にかかるバリアフリー化を実施します。教育訓練は障害当事者の参加を含めて実施し、接遇能力の向上をめざします。
- ③ 違法駐車・放置自転車対策を推進します。

(3) 住宅・住環境の整備

- ① 地域移行支援センターの支援策の検証をふまえ、グループホーム・ケアホームの設置促進のための支援策を検討します。また、公営住宅のグループホーム・ケアホームへの活用については、関係部局が連携を図りながら有効な活用に向けて取り組みをすすめていきます。
- ② 市営住宅の特定目的住宅の優先入居枠を確保するとともに、車いす利用者住宅については、170戸の増設を目標に整備を図ります。
- ③ 地域での自立生活を可能とするため、住宅セーフティネット法に基づく事業である大阪あんしん賃貸支援事業の取り組みをすすめるなど、民間住宅への入居を促進します。また、相談支援事業者による居住さぽーと事業を活用してすすめていきます。

(4) 防災・防犯対策の充実

- ① 大規模施設等の避難経路となる部分には、点滅機能や音声誘導機能を有する誘導灯、光が点滅走行して避難経路を示す避難誘導システムの設置を指導促進します。
- ② 小規模なグループホームで発生した火災を踏まえて改正された消防法令に基づき、主として障害の程度が重い人が生活する施設等に対する防火管理者の選任や消

火設備及び警報設備の設置を促進します。

- ③ 地域の組織、障害者施設・団体等と連携した、障害の特性に配慮した災害時・緊急時の避難誘導・安否確認について取り組みをすすめます。
- ④ 福祉・医療サービスやバリアフリー化された避難所の確保等支援体制を整備します。
- ⑤ 障害のある人を犯罪から守り、安全で安心なまちづくりをすすめるため、相談者の立場に立った相談対応や犯罪被害防止のための広報・啓発、防犯活動をすすめます。特に、近年増加傾向にある障害等のある人に対するマルチ商法などの悪質商法等の被害予防や啓発に努めます。

5 就業支援

(1) 就業の促進

- ① 障害のある人の実習受け入れの促進や法定雇用率を達成できるよう、企業への指導や就業促進策を検討し、国の施策推進の方向をふまえ、障害者雇用の一層の促進を図ります。
- ② 種々の取り組みに加え、平成18年の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の法令改正の趣旨をふまえ、以下の取り組みにより引き続き拡充を図ります。
 - ・市職員採用は、事務職員採用を基準として、その数の4%を基本に推進し、雇用の拡大を図ります。(ただし、事務職員の採用状況(採用凍結など)によっては、雇用率などの諸状況を勘案しながら、採用数を決定します。)
 - ・これまで除外職員とされていた職域についても、早期に職域拡大に取り組みます。
 - ・知的障害のある人の雇用については、現在実施している長期受け入れプロジェクト(嘱託雇用)等の推進を図りながら、本格的な雇用に向けて取り組みます。
- ③ 障害の特性をふまえ、グループ就労や在宅就労など多様な就労形態について取り組みをすすめます。
- ④ 大阪市における物品購入や役務の発注に際して、障害のある人を雇用する事業者に対し、総合評価制度などの優先策を実施します。
- ⑤ ITを活用した重度障害のある人の情報処理訓練事業の延長線としてバーチャル工房などによる就労支援モデルを作り、移動困難者や在宅就業を希望する人への就労支援を行います。

(2) 就業支援のための施策の展開

- ① 学校教育から、企業就労、職業訓練機関、福祉的就労など次のステップへの移行がスムーズにつながるよう、教育・福祉・労働等の各分野の機関のネットワークを構築していきます。
- ② 精神障害のある人の就業を支援するため、社会適応訓練事業等の充実を図るとともに、労働関係機関との連携により障害の特性に配慮した就業支援策の構築をめざします。
- ③ まだ就業支援策について多くの課題が見受けられる発達障害や高次脳機能障害などの

さまざまな障害種別への対応に向けて、就業支援策を検討する場を設け、保健・福祉・労働等の各分野の機関のネットワークを構築します。

- ④ ジョブコーチや就労支援ワーカーの役割について市民の理解が深まるよう啓発をすすめる、就業支援や企業に対するアドバイスや情報提供を行います。
- ⑤ 障害者就業・生活支援センターにおける支援や相談支援事業所をはじめ、地域自立支援協議会などと連携した就業面と暮らしの総合的な支援をすすめます。
- ⑥ 福祉施設等で働く人の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備をすすめるため取り組まれる「工賃倍増5ヵ年計画」が実効を挙げるよう大阪府と協力して取り組みをすすめます。

(3) 福祉的就労の支援

① 訓練事業の推進

・就業を支援する訓練等施設では企業と連携した取り組みをすすめて就業に向けた施設機能の拡充を図ります。

② 障害者小規模作業所等への支援

・障害者小規模作業所や小規模通所授産施設のより安定した事業運営を行うため、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業や地域活動支援センター事業の法定事業へ円滑に移行できるよう支援に努めます。

・運営形態から、新事業体系への移行に適さない作業所についても、社会活動の場として活用できるよう引き続き支援に努めます。

6 教育・保育

(1) 人権教育・福祉教育の充実

- ① 障害のあるこどもとないこどもの日常的なかかわりを図るとともに、総合的な学習の時間に障害のある人と交流する等、障害と障害のある人に対する認識や理解を深めるための取り組みをすすめます。
- ② 障害のあるこどもへのいじめや人権侵害を克服するために、手引きを全校に徹底する方策について検討し、取り組みます。
- ③ 精神障害やハンセン病、また、H I V感染症等についての認識や理解を深めるための教材等の作成や教材の情報提供や普及に取り組みます。

(2) 教育・保育内容の充実

- ① ノーマライゼーションの理念のもと、障害のあるこどもとないこどもが地域社会の中で共に育ち合うことを基本とした教育・保育を推進します。
- ② 幼稚園・保育所においては、家庭及び療育・医療機関や盲・聾学校幼稚部との連携

をすすめる、人権の視点を大切に、教育・保育内容の一層の充実を図ります。

- ③ 小学校・中学校・高等学校においては、共に学ぶ多様な実践をすすめるとともに、関係諸機関や特別支援学校等との連携、また校内の連携のもと、個別の教育支援計画の作成に取り組みます。
- ④ 特別支援学校においては、児童・生徒の居住地の学校等との交流を推進する。「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成の際、保護者や関係諸機関等と連携し、放課後や休業日の生活、卒業後の生活なども含めて検討することをめざします。
- ⑤ 高等学校においては、平成18年度から2校において自立支援コース入学者選抜を行っていますが、知的障害のある生徒の受け入れの拡大について、今後引き続き検討を行っていきます。
- ⑥ 就学前の障害のあるこどもに対する療育・発達支援について、国の動向等も踏まえ、研究してまいります。

(3) 教職員等への研修の充実

- ① 当事者の参加を含めた研修等、人権教育の研修を一層推進します。
- ② 個別の教育支援計画作成を推進するため、「指導事例集」等を作成し、全校園に配布するとともに、教職員研修を実施します。
- ③ 特別支援学校が教育相談等を推進できるよう、教職員研修の充実を図ります。

(4) 教育諸条件の整備・充実

- ① 特別支援教育に関して、通常の学級在籍の児童・生徒も含めて支援の方策を検討するとともに、体制整備について国及び大阪府への要望を行います。
- ② さまざまな課題について学校と関係諸機関が連携して検討をすすめる、必要に応じてマニュアルを作成するなど具体的な方策の推進を図ります。
- ③ 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、学校施設のバリアフリー化を推進します。とりわけ、小・中学校等のエレベーター設置について、一層推進します。
- ④ 特別支援学校が特別支援教育のセンターとしての機能を高めるため、相談・支援などの担当の位置づけを明確にする等の取り組みをすすめます。
- ⑤ 障害のあるこどもの放課後や長期休業中の生活を支援するために、学校や社会教育施設、関係諸機関等や福祉サービスの活用について検討をすすめる、その充実を図ります。また、児童いきいき放課後事業での取り組みをすすめるとともに、特別支援学校ではPTAと協力した行事等の充実を図ります。
- ⑥ 院内学級における長期休業中の取り組みについて検討します。
- ⑦ 医療的ケアが必要な児童・生徒について、看護師資格を持つ者の巡回事業の充実をすすめるとともに、校内での支援体制がとれるよう、校内研修を含め、学校と医療機関との

連携のあり方について検討していきます。

- ⑧ 障害を背景とするいじめ、不登校、学校生活の悩み等に対応できるよう相談・支援機能の充実を図ります。

(5) 連携した取り組み

- ① 「大阪市特別支援教育連携協議会」を計画的に開催し、関係部署が連携して関係機関、関係団体との意見交換を図りながら、障害のある児童、生徒の学齢期の支援の充実を図ります。また、地域自立支援協議会への参画やよりきめ細かい実態把握と連携に努めます。

7 保健・医療

(1) 保健、医療施策の充実

- ① 市立病院において、医療設備をはじめとする医療体制の充実に努め医療水準の向上と受診環境の充実を図りながら、引き続き、人権に配慮し障害のある人が安心して適切な医療が受けられるように努めます。
- ② 心身障害者リハビリテーションセンターにおいて、病気の早期発見と二次障害の予防を目的とした総合医療相談や健康診査の充実に努めます。
- ③ 医療費の助成について、国等に働きかけます。

(2) 地域におけるリハビリテーションの充実

- ① 心身障害者リハビリテーションセンターや障害者会館等の機関や医療機関等が連携し、各関係機関の機能を活用した地域リハビリテーション体制の充実に努めます。
- ② 中途障害のある人の職場復帰や社会参加に向けた支援体制の整備に努めるとともに、外出困難な重度の身体障害のある人に対するリハビリテーションについては、訪問等による支援のあり方について検討します。

(3) 早期療育体制の整備

- ① 区保健福祉センター、心身障害者リハビリテーションセンター、中央児童相談所、発達障害者支援センターを中心とした早期療育体制を充実します。
- ② 障害のある人の各ライフステージに応じた種々の対応が円滑に行われるよう、関係諸機関の連携を推進するとともに、地域の社会資源との連携をすすめます。

(4) 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備

- ① 広く市民に対し、「ストレス」「うつ病」「睡眠障害」「思春期精神保健」「ひきこもり」など、予防の視点に立ったところの健康づくりを推進します。
- ② 市内において救急診察等外来対応のできる精神科一次救急医療施設の拠点化や身体合併症治療体制の充実を図ることにより、市内の精神科救急医療体制のさらなる充実に努

めます。

- ③ 市民が身近なところで入院医療サービスを受けることのできる病床の確保に向け、精神保健福祉審議会においてその方策を検討しながら具体化に努めます。
- (5) 難病患者への支援
- ① 保健師等による訪問指導をはじめ、患者、家族を対象に専門医師等による療養相談会や家族交流会など保健事業をさらに充実します。
 - ② 国の難病対策としての特定疾患医療費援助事業対象疾患の拡大など、保健・医療・福祉・雇用にわたる総合的な難病患者への支援の充実について、引き続き国に働きかけます。

市営交通バリアフリー計画（抜粋・主な事項に関する予定）

項目		平成 13 年度	計画策定時（平成 15 年 2 月）		平成 19 年 9 月現在			
			平成 14 年度	平成 22 年度	平成 18 年度	平成 22 年度		
職員に対する教育訓練		—	—	—	平成 15 年度から全職員を対象としてバリアフリーに関する研修を実施。	平成 15 年度から全職員を対象としてバリアフリーに関する研修を実施。		
地下鉄・ニュートラム関係	駅舎関係	エレベーターによるワンルート確保	78.2 パーセント 119 駅中 93 駅	81.5 パーセント 119 駅中 97 駅	100.0 パーセント 119 駅中 119 駅	91.7 パーセント 133 駅中 122 駅	100.0 パーセント 133 駅中 133 駅	
		乗り換え経路におけるエレベーターによるワンルート確保	27.8 パーセント 18 駅中 5 駅	33.3 パーセント 18 駅中 6 駅	100.0 パーセント 18 駅中 18 駅	73.9 パーセント 23 駅中 17 駅	100.0 パーセント 23 駅中 23 駅	
		車いす対応トイレの設置	82.4 パーセント 119 駅中 98 駅	84.0 パーセント 119 駅中 100 駅	100.0 パーセント 119 駅中 119 駅	93.2 パーセント 133 駅中 124 駅	100.0 パーセント 133 駅中 133 駅	
		旅客案内表示装置の設置	73.1 パーセント 119 駅中 87 駅	73.9 パーセント 119 駅中 88 駅	100.0 パーセント 119 駅中 119 駅	97.0 パーセント 133 駅中 129 駅	100.0 パーセント 133 駅中 133 駅	
		車両関係	車いすスペースの設置	82.8 パーセント 198 列車中 164 列車	87.4 パーセント 198 列車中 173 列車	100.0 パーセント 197 列車中 197 列車	96.4 パーセント 220 列車中 212 列車	100.0 パーセント 219 列車中 219 列車
			車内案内表示装置の設置	37.7 パーセント 1,268 両中 478 両	44.6 パーセント 1,268 両中 566 両	83.1 パーセント 1,258 両中 1,046 両	63.4 パーセント 1,360 両中 862 両	86.8 パーセント 1,350 両中 1,172 両
	バス関係	車体側部の行先表示装置の設置	80.3 パーセント 1,200 両中 964 両	83.0 パーセント 1,200 両中 996 両	100.0 パーセント 1,190 両中 1,190 両	93.8 パーセント 1,280 両中 1,200 両	100.0 パーセント 1,270 両中 1,270 両	
		車両連結面の転落防止装置の設置	97.2 パーセント 181 列車中 176 列車	98.9 パーセント 181 列車中 179 列車	100.0 パーセント 180 列車中 180 列車	100.0 パーセント 183 列車中 183 列車	100.0 パーセント 182 列車中 182 列車	
	バス関係	ノンステップバスの増車	13.4 パーセント 912 両中 122 両	15.5 パーセント 912 両中 141 両	98.1 パーセント 912 両中 895 両	48.0 パーセント 845 両中 406 両	97.8 パーセント 785 両中 768 両	

※ 上段パーセントは達成率を示す。

※ 平成 17 年 3 月の運行回数見直しによりバス車両 20 両減（バス関係）

※ 平成 17 年 7 月より O T S 線の増加分を含む。（地下鉄・ニュートラム関係）

※ 平成 18 年 12 月今里筋線開業による施設量の増減を含む。（地下鉄・バス関係）

※ 平成 19 年度より事業規模の見直しによりバス車両 60 両減（バス関係）